

内 閣 府

〔公正取引委員会（事務総局）〕

近畿中国四国事務所四国支所

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階

TEL (087) 811-1750 FAX (087) 811-1761

(ホームページアドレス) http://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/

〔組織及び職員数〕

四 国 支 所

(職員数：23 人)

総務課
下請課
取引課
審査課
消費税転嫁対策調査室

設 置 根 拠	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 35 条の 2、公正取引委員会事務総局組織令第 22 条、公正取引委員会事務総局組織規則第 11 条
所 掌 事 務	- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の施行 - 独占禁止法についての一般的な相談受付 - 独占禁止法違反被疑行為についての申告（調査依頼）受付 - 独占禁止法違反被疑行為についての調査及び措置 - 株式所有・合併・分割・事業の譲受け等の届出及び相談の受付 - 中小企業等協同組合の届出受付 - 下請代金支払遅延等防止法（下請法）の施行 - 下請法についての一般的な相談受付 - 下請法違反被疑行為についての申告（調査依頼）受付 - 下請法違反被疑行為についての調査及び措置 - 消費税転嫁対策特別措置法（消費税特別措置法）の施行 - 消費税特別措置法についての一般的な相談受付 - 消費税特別措置法違反被疑行為についての申告（調査依頼）受付 - 消費税特別措置法違反被疑行為についての調査及び措置等 - 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の調査 - 景品表示法についての一般的な相談受付 - 景品表示法違反被疑事実についての申告（調査依頼）受付 - 景品表示法違反被疑事実についての調査
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課 TEL (087) 811-1750
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	- 独占禁止法についての相談窓口 担当：総務課 TEL (087) 811-1750 - 下請法及び消費税特別措置法についての相談窓口 担当：下請課 TEL (087) 811-1758 - 独占禁止法違反被疑行為についての申告（調査依頼）窓口 担当：審査課 TEL (087) 811-1756 - 景品表示法についての相談窓口 担当：取引課 TEL (087) 811-1754